

平成24年度笠間市行政評価外部評価委員会 会議録

1. 日 時 平成24年7月24日(火)
2. 場 所 笠間市役所本所3階 全員協議会室
3. 出席者 委 員 井上 操
岡野 博之
赤津 長弘
大関 賢一
中澤 まさ
横須賀 徹
所管課 (社会福祉課) 藤枝課長, 小河原課長補佐, 堀内主査
事務局 深澤市長公室長, (行政経営課) 野口課長, 石井課長補佐, 高松主査, 鈴木係長, 石塚主事
4. 傍聴者 3名
5. ヒアリング事務事業 生活保護給付事業・生活保護適正化事業
6. ヒアリング内容

【事業説明】 社会福祉課

【質疑議論】

○委員

ご意見ご質問をお願いいたします。

○委員

合併前は保護申請をする際に、民生委員の意見書をつけないと申請できなかったのですが、民生委員にお世話になることイコール生活保護を受けるということだったのですが、合併して市に福祉事務所ができてからは、申請は市役所の窓口で本人または家族が行うということに変わり、民生委員の意見書は不要になった。その結果どのようなことが起こっているかという、民生委員は申請の経過も経済状況も把握ができていませんので、生活保護になった人たちの支援というのが今までより行われていないという状況にあります。

以前は、経済状況まで調べたうえで、意見書を書き申請していましたから内容が全部把握できていました。しかし、現在は内容が分からないままで支援に当たらなければならない状況になっています。

民生委員としては、保護申請をした、決定、停止、廃止等になった場合には、速やかに情報を出していただきたいと思う。それと併せて、担当者とケースによっては、情報交換

をしないと日常の支援は難しくなっているということがありますから、そこはお願いしていきたいと思っています。

生活保護は経済的な保障と自立支援であると思いますが、昨年から専門の担当者を設けて取り組んでいるということで、就労支援相談員の実績も上がっていると聞いています。保護を受け始めると殆どの方が働かなくなりまして、その人たちは働いた分は減額されるというような感覚でいますから、働かない方がいいと感じてしまうと思います。今後も受給者は増えますし、扶助費も確実に増えるという傾向にあると思いますので、自立に向けた取り組みの方法を一就労支援相談員に任せるのではなく、更なる取組をしていかなければならないと思います。その点について、お考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

○社会福祉課

民生委員の意見書等につきましては、合併前の友部町、岩間町については、先ほど課長からも説明がありましたとおり、町村については県の福祉事務所がこの事務を行ってまいりました。県の職員が水戸から来てケースワークをしていたので、該当者の地域での生活をつまびらかにする目的で民生委員から調書をいただいております。

保護開始後の情報提供等については、こちらでは保護の開始、廃止に応じて各地区の民生委員の担当の方のお手元に配布をしております、定例会の中で配りいただくようにお話をしているところでございます。

当然我々担当者だけでは、保護を受けている方の地域での日常生活というのはつかみ切れませんので、民生委員、区長等を始めとした地域の方からの情報提供及び情報交換は今後も力を入れていかなければならない部分だと思っております。

就労支援については、就労支援相談員を配置して、昨年9月から就労支援に当たっているのですが、内容としては相談員一人をお願いしているということではなく、ケースワーカーと連携をしまして取り組んでいるところであります。相談員だけですと、その方のこれまでの職歴、性格等を含めた状況というのが、つかみ切れない部分もありますので、ケースワーカーにも就労支援をしていく義務がありますので、手を取り協力して取り組んでおります。

○委員

今の委員の質問に関連しますが、不正受給と言いますかそれを如何に取り締まるかということと就労支援ということがポイントだと思います。不正受給等をチェックするために、区長、ケースワーカー、市民の協力という話がありましたが、市民の協力という点で、ある市では生活保護適正化情報ダイヤルというものを設けて、市民の方からの協力をもとめるという仕掛けを作っているようです。内容的には、不正受給に関することで暴力団員が受給している。それからテレビでもたまに放送されていますが、貧困ビジネスといったも

のです。例えば、そのようなものを設置して、市民の情報を収集するという方法もできるかもしれません。

○委員

他にありますか。

○委員

格差が無いのが日本だったのですが、今はかなり格差が広がって、平均所得の二分の一以下。要するに普通は貧困世帯という言い方を使っていますが、日本は世界的に見ると、その比率はものすごく上がっているわけです。ということは、この対象になる方も、きつと増えていると思うわけです。

単身世帯の所得から住居費を引くと、生活保護で支給される額を下回ってしまう人が、現実的に大勢いる状況になってきているということは、やはり受けている人と受けていない人の損得ではないですが、物凄くはっきりとしてきている時代に入っていると思う。であるならば、やはり受けている方は厳格にしなくてはならないし、受けている内容も厳格にしなくてはならない。

もう一つは受けてない方を、どうケアするということがあると思うのですが、それは今回の議題ではないので、そこは外すとしても、やはり就労支援とかをして脱却してもらわなくてはいけないわけですね。

それで、ケースワーカーの他に専門員がいるようですが、フォローはどうでしょうか。何分の一は就労に入ったということだが、その後やはり働かない方が楽だということで、また戻ってきてしまう人もいるような気がするのですが。フォローがないと、やはり生活保護に戻った方が楽だということになってしまうような気がするのですが、その点は事例的にはいかがですか。

○社会福祉課

就労支援や今取り組んでいる就労支援事業を入れる以前にも、就労されて生活保護を抜けていったという方は大勢いらっしゃるわけですが、全く戻ってくる方がいないかと言われると、それはやはりそうではありません。

例えば、生活保護を受けていて年金収入等の場合、5万円年金収入があれば、生活保護費が5万円減ります。就労については、給与の額に応じて一定の控除額が決められておりまして、給与収入等については、働いた分そのまま減額されるというのではなく、その控除額分が生活費に回されるというような仕組みになっています。その点から制度をきちんと説明をしたうえで仕事に対するとモチベーションを持ち続けていただくということが一つ。生活保護を受けている方は、笠間市においても個人的に車を保有したり、人の車を借りて乗ったり等ができない決まりになっております。笠間市の立地条件からいうと、自

自動車というのは日常的な足になっていると思いますので、仕事をして生活をしていけば、活用できるというようなどころも一つは歯止めになっているところは現実としてあります。

そのようなことで、仕事に就くことでいい部分の話をさせていただいております。現実的には母子家庭等で子供がいる世帯ですと、学校への子供の送り迎え、病院への通院等自動車が生活の中で占める部分が多いので、そういう形で脱却している世帯も数多く見受けられます。

○委員

制度を聞いているのではないが、現実的に有効だということが答えですよ。有効だったら本当は減っていくはずであるが、どうしても増えてしまう。

茨城県内を見るとやはり高齢世帯が多いのと、母子世帯が多いところが、比率は高いわけです。そういう意味でいったとき原点に戻るとすれば、笠間市は高齢化率、母子世帯の割合からいって、今のパーセンテージは担当者として高いと思っているのか、低いと思っているのか、その点はどうでしょうか。

○社会福祉課

パーセンテージというのは、生活保護全体の中に占める、就労可能な世帯の割合ということでしょうか。

○委員

笠間市の保護率というのは、県内の他市町村と比較しても、高齢化率、母子世帯率からいって、笠間市の8.6%という数字は、ある意味では止むを得ない数字なのか、それとも、他の要因から考えると高いのか。その点はどのように認識なさっているのか聞きたい。

○社会福祉課

笠間市の保護率8.6%ということで、県内6位ということですが、一番保護率が高い水戸市と隣接をしているという立地の影響もあると思います。また笠間市内の世帯の割合を見ると、病院の立地等の関係もありまして、障害者及び傷病者の世帯、高齢者はもちろんですが、非常に割合的には多くなってきております。

それにしても、やはり県内6位という位置は、笠間市の人口規模から見ると、やや高いというように考えております。

○委員

今は申請主義になって、いわゆる本当の生活困窮者の把握とか、実態がどうなっているのかというのは、この生活保護行政の中の主たる課題になるわけですから、そういうものに、どのように取り組んでいらっしゃるのかというのを聞きたいと思っております、テレ

ビでもよく流れるアパートで餓死しているというようなことが、笠間市では起きていないようですが、東京等のコミュニティーがばらばらになった地域でそういう事態が起きているのが全国的に見られるわけです。

笠間市内でも、本当の生活困窮者、保護を受けていない人たちをどうケアしていくのかというのは、生活保護行政の主たる課題だと考えているわけですが、その点はどのように取り組んでいかれるのか。どのようにしようとしているのかというのを伺いたいと思っています。

やはり民生委員とか地域との関連になってきますから、そういう話がポイントになるのかとは予想は付くのですが、地域との情報交換、実態把握の方法、その辺をシステム化するとか、場合によっては充実させるのかということ、生活保護行政の中で重点的にやっていくべきではないだろうかと思うのですが、その辺のところを伺いたいのですが。

○社会福祉課

はい。本当に今の話は難しい問題でして、生活保護の相談をしていただかないと申請もできないというような状況になっています。

このところテレビで盛んに生活保護の話題が出ているものですから、その影響もあり、相談者は、今現在増えている状況です。

地域に暮らしている方で、本当に生活に困っている方がどうなっているかというのは行政ではなかなか掴めないというのが実情です。そういう方は民生委員の協力によって、声を掛けていただいて、生活保護を受けたらどうかとか、若しくは民生委員に相談とか、近所の人に相談するというものに頼っているのが実情です。幸い笠間市において、一人暮らしで生活に困窮して亡くなったという話は聞いていないのですが、その恐れは十分にこれから出てくる可能性はあるのではないかと見ております。

それから、困窮者の生活状況をつかむという観点からいうと、これまでの事例で申し上げますと、市役所内ですが、水道を停止された世帯の情報提供、それからガス業者等からの通報も実際にありまして、相談に至ったようなケースはございます。

ただ、これはあくまでも、私どもは偶発的なものというように考えておりますので、委員のご指摘のとおり、そういった取り組み、見守りの体制のシステム化というのは必要なことかなというように認識しております。

○委員

各委員、その地域の生活困窮者、あるいは要介護者、児童等に地域はどう関わっていくのかというところでいかがですか。

○委員

民生委員の関わり方が、以前と比べて福祉事務所ができてから遠くなったというか、地

域の生活困窮者と遠くなったというような話がありましたが、事故が起こってから、そういえばと地域は見たり、聞いたりしているのです。でも、きちんとした仕組みのようなものがなくて、遠巻きに見ているということが多くて、地域及び区長等は機能してないことを前提として考えていただきたいと思います。

○委員

例えば、高齢者の一人暮らしの実態調査というところの把握が全体的に低いのではないかという意見が昨年の外部評価でもあったのですが、今の市民の暮らしぶり、あるいはその状況が行政としてつぶさに把握しているのかというのが、生活保護行政ばかりではなく、福祉行政の基本だろうと思っています。効率化だけで片付けるのではなく、地域の区長、民生委員等との連携、ケースワーカーの人数、担当する世帯数等関わり方の度合いとかが少し薄くなっているような気がしています。

行政改革で人員削減等いろいろあり難しい面もあるのかと思いますが、そういうところをもう少し地域力、先程お話のあった市民の情報ダイヤル等市民の力をどう活用していくのかということ福祉行政の中で積極的に活用するシステムを考えてほしいという感想を持ちました。

○委員

質問ですが、各市町村で生活保護の必要な方に支給する金額を下げる可以降低か。また下げるような方法があるのかということですが、私が調べたところ夫婦と子供1人で17万円支給されて、且つ住宅給付で7万円。これで24万円なります。それに保険料が免除なって、医療費は無料というようなことが書いてありまして、これだとやはり26,27万円の価値があるわけです。

最近の日本の1人当たりの年収は410万円に達しないのですが、月30数万円だということになります。そこからいろいろ引かれると、多分26,27万円だろうと。ということは働かない人と働いている人が同じ収入があるというようにも読み取れるわけです。

これではどう考えても最低生活の保障ということを法律で謳っているようですが、最低生活ではなく、普通の生活になってしまっているということです。

私が述べた数字が正しいかどうかの問題もありますが、支給額はやはり下げる、また下げることができるのかできないのか。できるのであれば、下げる方法は何かということを検討する必要もあるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○社会福祉課

今の支給額の確認ですが、家賃はおいくらということでしょうか。

○委員

家賃は7万円となっていたのですが。

○社会福祉課

17万円プラス家賃支給分7万円で24万円の生活保護の基準については、法律で級地という定めがありまして、1級地から3級地の3つの区分けがあり、更に1級地の1、1級地の2と細分化されており、合計で6つの区分けなっております。

委員のおっしゃられた金額であるとか、家賃7万円の上限というのは1級地の基準です。東京都とかそういった上位の事例ではないかと思えます。細かい話になってしまいますので金額の積算は避けますが、例えば、家賃ということで申し上げますと、笠間市においては、茨城県全部ですが、単身世帯の家賃の基準額の上限が35,400円。2人以上の世帯が46,000円の上限になっております。

笠間市の場合には6段階での級地の1番低いランクの基準になっておりまして、その中での支給額と定められております。この支給額を市の方で調整ができるかということ、それはできないものとなっております。

○委員

この制度に該当しない人をどうするというのも、とても大事な議論だけど、パーセンテージだけ見ると笠間は高すぎるような気がしてしょうがない。

例えば、老健病院のように住所を置いて、生活保護費をいただけるような医療機関というのはあるのですか。

○社会福祉課

入院をして、世帯として生活保護認定をすることになりますと、基本的には県立こころの医療センターがそれに該当してくると思えます。

○委員

定められた形の病院は、それが該当するけど、こころの病院でも物凄い数が発生しているわけではないですね。笠間市は市営住宅と県営住宅が物凄くあるわけでもないよね。

やはり、幾つかの条件があってパーセンテージが決まってくると思う。高齢化率とか、母子世帯率とか、数字が高いところはどうしても生活保護の割合も高くなる。水戸との関係もあると思うけど、資料で見ると那珂市とか、ある意味で条件的に同じようなところを見たときに、その中でも少し高過ぎるという気がします。ということは、ひょっとすると、抑えられる可能性があるのではないかと、私は数字だけを見たときに思うのですが、何か、特殊な要件が別にあるのかなというときに、思い当たるものはありますか。

○社会福祉課

これは合併以前からの話になるのですが、もともと友部町の時代から、こころの医療センター、もとは友部病院ですが、病院の周辺に居住されて、そこで病院の方のデイケアに通いながら、生活をされている精神障害を持った方がかなり多く住んでいます。

そういった方の生活履歴を見てみますと、もともと他市町村に居住していた方が友部病院の通院をきっかけに通院なり入院なりなされて、例えば、入院をされた後を病院の方針等もあって、今度は通院に切りかえましょうというような流れの中で、通院しやすい病院の周辺に居を求めて生活をされているというような実態はあります。

それが先ほど触れた大規模病院の立地の影響というようなところで、一つ要因としてはあると考えております。

こころの医療センターに通院されている方だけの数は、世帯でいうと100世帯は超えていると思います。

○委員

ケースワーカーの担当世帯数は、今のところ何世帯ぐらいになっていますか。

○社会福祉課

ケースワーカーの世帯担当数ですが、先ほど、県の事務所と市の事務所の比較という話もされたと思いますが、県の事務所の場合は担当するエリアが広いという観点からか1人当たり65世帯を上限とされております。市の福祉事務所になりますと、それが80と社会福祉法で標準とされており、現行の笠間市においては1人あたり、73世帯ぐらいです。人数で割り返しますとそれぐらいの担当世帯数になっております。

○委員

ケースワークだと大体一日2世帯ぐらいですか。回れる世帯というのは。

○社会福祉課

訪問数ということになりますと、トータルで年間回った数を割り返してということになりますが、現実的には訪問の数としてカウントしていないものもあります。

別の世帯に行った帰りに立ち寄ったりとかそういうものは含んでおりませんし、ケースワーカーの様子を見ておりますと、訪問する車を都合で交代しながら、行ったりしていることも現実としてありますので1日当たり3件、4件です。

○委員

訪問回数を増やすというか、頻繁な訪問によって、今の暮らしの状況とか、テレビで問題になった扶養者の存在の確認とかが頻度によって出てくるかと思えます。脱生活保護のための就労支援もそうです。

今のケースワーカーの数で、就労支援、扶養義務者の確認、収入の確認等十分足りているのか、どう感じていますか。

○社会福祉課

私が見ている範囲では、昼間は訪問で出ている。帰ってきて書類をまとめるのが夜になっていて、次の日にはまとまった書類が出来上がっており、大分きついのかなという印象です。

○委員

いかがですか。生活保護というのは、基本的人権の問題で国の事務ですから、我々が指摘する部分は難しい部分はあるかと思いますが。

○委員

基本的に生活保護を受けている方は高齢者、障害者、傷病者、また単身世帯が多いということではあるのですが、中にはお仕事ができるような方々もいるということで就労支援を行っている。私もその点が気になるところです。一人の就労支援相談員が、週に2日勤務で30件の支援数のうち9件の就労支援できたということですが、就労支援の委託の予算は国県から100%出ているということですが、これを増やすことはできるのでしょうか。

○社会福祉課

はい。今のところ10分の10の補助が付いておりますし、且つ就労支援相談員は週2日勤務ということで、就労支援が必要な世帯数の増加に併せて増やすことは可能だと思います。

就労支援の場としては、ハローワークを中心とした求職活動になってきますので、ハローワークの求職情報の更新が月に3回から4回ぐらいの頻度になっております。その関係から1週間の内に数回行くというよりは、一定の間隔を置いてそれぞれ個別の方と求職活動をしていくということがやり方となっております。

○委員

それは、市としては十分だと考えているのでしょうか。

○社会福祉課

現状を就労支援相談員と打ち合わせをしながら進めているわけですが、今の人数で言えば、この就労支援相談員1名で週2回勤務というのは妥当と考えております。

ただ、ご指摘のとおりこれから就労支援が必要な方が増えていけば、その頻度なり回数

は当然上げていけるものですので、そういった取り組みはしていきたいと考えております。

○委員

それでは、そろそろ時間もまいりましたので、評価に移りたいと思います。

【評価】

○委員長

改善し、継続です。

意見としては、一つは先ほど議論いただきましたように、生活困窮者の把握等、あるいは逆の不正受給の防止に向けて地域情報の収集です。

また、地域の人たちの活用といいますか応援です。民生委員、区長等の応援を体制化、システム化した方がいいのではないかという意見です。

その点を改善して、生活困窮者の把握と不正受給防止のために取り組んでいただきたいと思います。